

研究活動における不正行為への対応に関する細則

(2017年2月28日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、「公正な研究活動の推進に関する規程」(以下「公正規程」という。)
第17条第2項に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)において、研究活動における不正行為が生じた場合の対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「特定不正行為」とは、公正規程第2条第8項第1号から第3号までの不正行為をいう。
2 この細則における用語の定義は、特に定めのない限り、公正規程に定める用語の定義に従う。

(予備調査)

第3条 対応責任者は、公正規程第15条第3項第3号の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、予備調査を実施するものとする。
2 対応責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。
3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立ての内容に基づき、次の事項について調査する。
(1) 当該申立てがされた不正行為が行われた可能性
(2) 公正規程第16条第1項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該申立てがされた不正行為との関連性及び論理性
(3) その他必要と認める事項
4 予備調査委員会は、次の者をもって構成する。ただし、構成員が申立者及び被申立者と直接の利害関係を有する場合は、対応責任者が指名した者と交代させなければならない。
(1) 副学長等のうち対応責任者が指名した者 若干名
(2) 被申立者が所属する学科の学科主任
(3) その他対応責任者が必要と認めた者
5 予備調査委員会の議長は、前項第1号の委員のうち、対応責任者が指名した者をもって充てる。
6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、被申立者に対して事情聴取を行うことができる。
7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を対応責任者に報告しなければならない。

- 8 対応責任者は、不正行為に関する申立てを受け付けた後、30日以内に本調査を行うかどうかの決定をしなければならない。
- 9 対応責任者は、次条に定める本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を申立者に通知する。その場合、予備調査委員会は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る申立者及び配分機関等の求めに応じ開示しなければならない。
- 10 対応責任者は、前項に定める通知を受けた申立者から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて予備調査について、再調査を求めることができる。

(本調査)

- 第4条 対応責任者は、前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められ、本調査の実施を決定した場合は、研究活動における不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、決定から30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 2 対応責任者は、本調査を行う旨を、窓口を通じて申立者及び被申立者に通知しなければならない。また、被申立者が他機関に所属している場合は、その所属機関にも通知しなければならない。
 - 3 対応責任者は、当該申立てに係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に、本調査を行う旨を通知しなければならない。

(調査委員会)

第5条 調査委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 対応責任者
 - (2) 副学長等のうち対応責任者が指名した者 若干名
 - (3) 教育研究支援部事務部長
 - (4) 総務部事務部長
 - (5) 当該申立ての対象となっている研究分野の教職員 若干名
 - (6) その他対応責任者が必要と認める者
 - (7) 対応責任者が指名した本学に属さない外部有識者 調査委員会の人数の半数以上
- 2 前項第2号及び第5号から第7号までの委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者のうちから学長が委嘱する。
 - 3 第1項第3号及び第4号の委員が、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有する場合は、対応責任者が指名した者と交代させなければならない。
 - 4 対応責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を申立者及び被申立者に通知する。

(異議申立て)

第6条 前条第3項の通知を受けた申立者及び被申立者は、調査委員会の構成について異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に、対応責任者に異議申立てをすること

とができる。

- 2 前項の異議申立てがあった場合、対応責任者はその内容を審査し、必要と認める場合は、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
- 3 対応責任者は、前項により委員を交代させたときは、当該調査委員の所属及び氏名を申立者及び被申立者に通知する。

(本調査の実施)

第7条 調査委員会は、次の調査を行う。

- (1) 被申立者及びその関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取
 - (2) 告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の関係資料等の調査
 - (3) 再実験その他の本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 2 前項の調査に際しては、被申立者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をしなければならない。
 - 3 調査委員会は、第1項の調査の実施に関し、申立者及び調査対象者に対し、必要な協力を求めることができる。
 - 4 前項の協力を求められた申立者及び調査対象者は、誠実にこれに協力をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
 - 5 調査委員会は、本調査に当たって、申立てされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。
 - 6 当該申立てに係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を提出しなければならない。

(審査及び判定)

第8条 調査委員会は、本調査の開始から150日以内に、次の事項について審査及び判定を行い、内容をまとめなければならない。

- (1) 不正行為が行われたか否か。
 - (2) 不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
 - (3) 不正行為が行われていないと認定したときは、申立てが悪意に基づくものであったか否か。
- 2 調査委員会は、前項の判定に当たっては、申立者又は被申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 調査委員会は、第1項の判定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により申立者及び被申立者に、窓口を通じて、通知しなければならない。また、被申立者に他

機関に所属する者がある場合は、次条の不服申立てによる審査の終了後、当該所属機関の長にも通知する。

- 4 当該申立てに係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に報告しなければならない。

(不服申立て)

第9条 不正行為と認定された被申立者又は申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、文書を窓口へ提出することにより行わなければならない。

- 3 前2項の不服申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

- 4 最高管理責任者は、前3項の不服申立てがあったときは、申立者又は被申立者にその旨を、窓口を通じて、通知するものとする。また、当該申立てに係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に報告しなければならない。

(不服審査委員会)

第10条 最高管理責任者は、前条の不服申立てがあったときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

- 2 不服審査委員会は、前条の不服申立てをもとに、調査委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 3 不服審査委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 副学長等(対応責任者を除く。)のうち学長が指名した者

(2) 本学の教職員のうち学長が指名した者 若干名

- 4 予備調査委員会及び調査委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。

- 5 最高管理責任者は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び被申立者に通知するものとする。また、当該申立てに係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に報告しなければならない。

(再審理)

第11条 最高管理責任者は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、調査委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。

- 2 不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、対応

責任者は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

- 3 調査委員会は、第1項により再審理を命ぜられたときは、第7条及び第8条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。
- 4 調査委員会が再審理を開始した場合は、再審理の開始から50日以内に、先の本調査結果を覆すか否かを決定し、結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により申立者及び被申立者に通知しなければならない。
- 5 申立てが悪意に基づくものと認定された申立者からの不服申立ての再審理については、30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 申立者及び被申立者は、第3項の判定の結果に対して異議を申立てることはできない。
- 7 当該申立てに係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関に結果を報告しなければならない。

(裁定)

第12条 調査委員会は、第8条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第3項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

- 2 対応責任者は、前項の裁定の後、その結果及び次項に定める措置について、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 対応責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、調査委員会の議を経て、次の措置をとらなければならない。
 - (1) 被申立者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び関係副学長等への勧告
 - (2) 研究資金等の配分機関、関連教育研究機関等への通知
 - (3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (4) 不正行為が特定不正行為に該当する場合は、文部科学省への報告
 - (5) その他不正行為の排除のために必要な措置
- 4 対応責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について被申立者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。
- 5 前項の公表方法及び公表内容については、「研究活動における特定不正行為及び競争的資金等の不正使用の存在が確認された場合における公表方法及び公表内容に関する取扱い」に定める。
- 6 対応責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として当該裁定の概要について公表しない。
- 7 最高管理責任者である学長は、不正行為が存在するとの裁定結果報告を受けた場合には、懲戒委員会への諮問の必要を判断するものとする。

(被申立者の保護)

第13条 対応責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、被申立者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、調査委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第14条 調査委員会、予備調査委員会及び不服審査委員会は、第3条から第11条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、申立者又は被申立者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第15条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 学長及び教職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 対応責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

(守秘義務等)

第17条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第18条 対応責任者は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申立て」という。)を行った者について、調査委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 学長及び対応責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(監督官庁への報告)

第19条 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動のうち、不正行為が特定不正行為に該当する場合は、第4条第3項、第7条第6項、第8条第4項、第9条第4

項、第10条第5項及び第11条第7項の報告に加えて、文部科学省へも報告するものとする。

(期限内の達成が困難な場合の報告)

第20条 第3条第8項、第4条第1項、第8条第1項及び第11条第4項で定められた内容を期限内の達成が困難であることが判明した場合は、その理由及び達成予定日を、最高管理責任者及び必要な機関に報告しなければならない。

(所管)

第21条 研究活動における不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、教育研究支援部教育研究支援課が所管する。

(改廃)

第22条 この細則の改廃は、公正な研究活動推進委員会に諮り大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第23条 研究活動における不正行為が生じた場合の措置について、この細則に定めのない事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)、その他関係法令通知等に定めるところによる。

付 則

- 1 この細則は、2017年2月28日に制定し、2017年4月1日から施行する。
- 2 「研究活動における不正行為への対応に関する規程(2008年4月1日制定)」は、廃止する。